

尼崎市監査公表第5号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和5年4月24日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	藤	川	千	代
同	眞	田	泰	秀
同	林		久	博

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	こども青少年局
2 監査結果報告日	令和 4年 3月 25日
3 措置通知日	令和 5年 3月 31日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>美方高原自然の家における土地賃借料の妥当性について</u></p> <p>美方高原自然の家における施設建設に際して、尼崎市は平成5年に美方町（現在の香美町）と土地賃貸借契約の締結を行った。また、当該敷地の一部は元々、地元集落である新屋区の旧慣使用権に基づく使用地であり、平成17年の旧美方町を含む3町合併に伴う旧慣使用の廃止に伴い、平成20年に新屋区が新たに旧慣地に係る使用料である固定資産税相当額を負担することから、これまでの年額固定額に上乘せする形で本市と新屋区が新たに土地賃貸借契約の締結を行った。</p> <p>本件における土地賃借料には次の課題が認められる。</p> <p>(1) 使用料相当額について 使用料相当額について、実際に新屋区が香美町に納付している固定資産税相当額から考えると、適正と考えられる価格に対して大きな乖離がある。</p> <p>(2) 決裁書及び契約書の不備について 使用料相当額の根拠が、決裁書及び契約書に算出根拠が示されていないこと、契約書に激変緩和措置にかかる経過について記載されていないことは、決裁書及び契約書に重大な瑕疵があり、賃借料について現状の妥当性の判断や適正な価格での見直し、相手方との円滑な交渉を行う上において大きな障害となるものと考えられる。</p> <p>(3) 賃借料の見直しについて 賃借料のうち使用料相当額については、激変緩和措置が講じられることにより平成19年度から21年度において段階的に増額されることとなっている。本契約は平成20年度に新たに契約書が締結されたことから、5割相当で使用料相当額が算定されているが、現在も5割相当のままとなっている。賃借料については評価替えによる価格変動等の可能性があることを踏まえ、常に適正であるか確認を行う必要があるが、これまで一度も賃借料の見直しがされていない。</p> <p><措置を求める事項></p> <p>美方高原自然の家における土地の賃借料については、これら課題を長年に渡り放置してきたことは重大な問題であり、早急に契約内容の適正化に向けて相手方と協議を行い、是正すべく速やかな対応を行うこと。</p>	

5 措 置 の 内 容

契約内容の適正化に向けて令和4年3月以降継続的に新屋区と協議を行い、令和5年4月を始期とする新たな土地賃貸借契約書を締結した。

当該土地賃貸借契約書では、従前は算出根拠が不明であった賃借料の額について、「1㎡あたり月額1円に賃貸借期間における当該土地に係る新屋区が香美町に支払う使用料若しくは固定資産税額相当分を加えた額」とし、固定資産税額の変更など賃借料を変更する事由が生じた際は協議を行うことを明記した。

今後は前例踏襲の事務処理にならないよう、年度当初や予算要求時に課長以下複数の職員でこれまでの経緯や契約書の内容等を確認するなど再発防止に努める。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	会計管理室
2 監査結果報告日	令和 5年 3月 24日
3 措置通知日	令和 5年 4月 14日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>公金管理運用基準の遵守について</u></p> <p>本市では公金の確実かつ効率的な運用を図るため、管理運用方法を「公金管理運用基準」（以下「運用基準」という。）で定めているが、運用基準に違反して「指定金融機関の預金残高が借入残高を上回る、いわゆるペイオフリスクに晒された状態（最大で 301 億円）」が発生していた。これは、運用基準に違反してないかチェックすることなく、前例踏襲で事務を行ってきたことが原因である。</p> <p>加えて、本事例では、監査事務局の調査過程で違反の事実を認識しながら、違反内容はリスクが小さいと判断し、違反した事務を約 1 か月間継続していた。</p> <p style="text-align: right;">（会計管理室）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>今回の事案は、所管組織が公金の管理運用において、公金管理運用基準に違反していたことを把握しておらず、公金を一時的に危険にさらしたという「過失」の問題であるのみならず、違反実態を把握した後も「故意」にその状態を継続しており、これは、ルールを遵守しないことを組織的に「是」とするもので、公金を適切に管理すべき所管組織として看過できない、コンプライアンス違反である。</p> <p>所管組織内におけるコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、適正な事務が行えているのかチェック機能を強化し、違反した事務が行われることのない体制づくりを行うこと。</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p>公金管理運用基準に違反した状態は、令和 4 年 1 月 30 日をもって是正済である。</p> <p>今回の指摘の内容は非常に重く、今一度、公金の管理運用を担うことの重要性を再認識し、次のとおり事務処理方法の見直しを行うとともに、関係課（財政課、公営企業局財務課及び公営企業局ボートレース事業部経営企画課）との連携を図る仕組みづくりを行ったところである。</p> <p>(1) 事務処理の見直し</p> <p>今後、同様の事態を再発させることのないよう、普通預金及び定期預金等の運用決裁時における確認用資料を、預金総額と借入金債務残高が比較できるものとした。</p> <p>(2) 関係課との連携</p> <p>公金の管理運用の安全性を確保するため、上記(1)の確認用資料を関係課間で共有できる仕組みを構築した。</p> <p>(3) コンプライアンス意識の醸成</p> <p>今回の事例も踏まえつつ、「コンプライアンスの手引き」を活用するなどし、会計管理室内におけるコンプライアンス意識の一層の醸成を図った。</p>	

様式 5 - 1

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	福祉局
2 監査結果報告日	令和 5年 3月 24日
3 措置通知日	令和 5年 4月 18日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>切手の管理について</u></p> <p>生活困窮者自立相談支援事業に係る切手について、切手受払簿の記録は令和2年7月16日を最後に更新が行われておらず、金庫内の切手は当該切手受払簿の記載より 252 円分（82 円切手 3 枚、2 円切手 3 枚）少ない状態となっており、これらの差額分の切手は使途不明となっていた。</p> <p>また上記切手とは別に、過去の所属長が私費で購入した切手（10 円切手 2 枚、5 円切手 1 枚）が、公費で購入した切手を保管する公務用の金庫に入っていた。</p> <p style="text-align: right;">（南部福祉相談支援課）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>切手については現金と同様の注意が求められるところ、切手受払簿を作成して適切に管理する、私費で購入した切手を公務用の金庫に入れないといった基本的な管理さえ行われず、使途不明の切手が生じたことは、組織としての基本的な管理体制の甘さに問題があると言わざるを得ない。</p> <p>徹底した意識改革を行いつつ、実効性のある再発防止策を確実に実施すること。</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業に係る切手については、切手を管理していることの意識啓発及び使用にあたっての適切な事務フローの周知のため、所属職員に対して令和5年1月11日及び2月3日に研修を行った。また、受払時に加えて、令和5年1月から毎月末に、切手受払簿、現物の切手及び金庫を所属長と所属職員が確認を行い、切手受払簿に確認の結果を記載のうえ確認印を押印することとした。</p> <p>過去の所属長が私費で購入した切手については、令和5年1月13日に当該所属長に返還した。また、公務用の金庫に公務で使用しないものを入れることのないよう、所属職員に対して令和5年3月22日に注意喚起を行った。</p> <p>今後も月末ごとに切手受払簿及び切手の残数を確認するとともに、年度ごとと人事異動の都度、所属職員に切手及び金庫の管理についての引継ぎを行い、再発の防止を図っていく。</p>	

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）